

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

1 賦課限度額の改正（諮問事項）

賦課限度額とは、納税義務者（世帯主）に課税される年間の上限額のことです。

本市は、平成 29 年度以降、国基準と同額としていることから、国の改正に合わせるため、同様の改正を行うものです。

（参考）被保険者数:8,470 人 世帯数:5,822 世帯

（令和5年3月31日現在）

（1） 賦課限度額の改正案

区分	改正前 (国基準額)	改正後 (国基準額)	影響額
基礎課税額（医療分）	65 万円	65 万円	0 円
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	20 万円	22 万円	+2 万円
介護納付金課税額（介護分）	17 万円	17 万円	0 円
合 計	102 万円	104 万円	+2 万円

（2） 改正による影響（令和 5 年 3 月 31 日現在）

区分	対象世帯数	賦課限度額超過世帯数・超過額※（下段）		影響額等
		改正前	改正後	
医療分 (0 歳～74 歳)	5,822 世帯	82 世帯	82 世帯	なし
		43,890 千円	43,890 千円	
支援分 (0 歳～74 歳)	5,822 世帯	107 世帯	86 世帯	△21 世帯
		19,297 千円	17,367 千円	+1,930 千円
介護分 (40 歳～64 歳)	2,439 世帯	38 世帯	38 世帯	なし
		5,607 千円	5,607 千円	

→※改正による影響がある世帯は、令和 4 年度賦課状況の試算で、支援分 107 世帯（86 世帯が 2 万円の負担増、21 世帯が 2 万円未満の負担増）

（3） 超過世帯に該当する世帯の例

（ア） 1 人世帯の場合（40 歳以上 1 人）

区分	賦課限度額に到達する所得（給与収入）（千円）		
	改正前	改正後	増減
医療分	10,579 (12,529)	10,579 (12,529)	0
支援分	8,830 (10,780)	9,740 (11,690)	910
介護分	8,583 (10,533)	8,583 (10,533)	0

（イ） 3 人世帯の場合（40 歳以上夫婦、子ども 1 人※就学）

区分	賦課限度額に到達する所得（給与収入）（千円）		
	改正前	改正後	増減
医療分	9,775 (11,725)	9,775 (11,725)	0
支援分	8,021 (9,971)	8,930 (10,880)	909
介護分	8,052 (10,002)	8,052 (10,002)	0

2 軽減措置の拡充について（諮問事項）

軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税の均等割（1人当たり）及び平等割（1世帯当たり）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度です。

（1）軽減措置の改正案

軽減種別	改正	所得基準額（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	改正前	43万円+28.5万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
	改正後	43万円+ 29万円 ×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	改正前	43万円+ 52万円×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
	改正後	43万円+ 53.5万円 ×（被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※「10万円×（給与所得者等の数－1）」は、給与所得者・年金所得者の数が2人以上の場合のみ計算対象となります。

（2）改正による影響（令和5年3月31日現在）

軽減種別	軽減世帯数（世帯）			軽減額（千円）		
	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
7割軽減	1,495	1,495	0	80,994	80,994	0
5割軽減	760	776	+16	32,937	33,773	+836
2割軽減	575	600	+25	10,086	10,637	+551
合計	2,830	2,871	+41	124,017	125,404	+1,387

※全世帯（5,822世帯）のうち、軽減世帯の割合 48.6%→49.3%

（3）軽減世帯に該当する世帯の例

（ア）1人世帯の場合

軽減種別	軽減対象となる所得（給与収入）（千円）		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430（980）	430（980）	0
5割軽減	715（1,265）	720（1,270）	+5
2割軽減	950（1,500）	965（1,515）	+15

（イ）3人世帯（給与所得者等が1人）の場合

軽減種別	軽減対象となる所得（給与収入）（千円）		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430（980）	430（980）	0
5割軽減	1,285（1,951）	1,300（1,971）	+15
2割軽減	1,990（2,959）	2,035（3,023）	+45